綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程

(平成十五年十一月十二日会規第五十七号)

改正 平成一九年 三月 一日

同 二〇年 五月三〇日

二〇年一二月 五日

同

二六年一二月 五日

同

同 二七年一二月 四日

令和 三年 三月 五日

同 三年 六月一一日

目次

第一章 通則(第一条—第十八条)

第二章 懲戒請求者の異議の申出及び審査 (第十九条

第四十八条)

第三章 連合会の調査の請求及び調査(第四十九条―第

七十三条)

第四章 綱紀審査会の調査の嘱託及び調査 (第七十四条

一第七十六条)

第五章 補則 (第七十七条)

附則

- 1 -

(目的)

第一

章

通則

(定義)

意義は、当該各号に定めるところによる。 第一条の二 この規程において、次の各号に掲げる用語の

一 法 弁護士法 (昭和二十四年法律第二百五号) をい

う。

一連合会 日本弁護士連合会をいう。

三 綱紀委員会 連合会の綱紀委員会をいう (第四条第

号及び第十七条第七項第五号を除く。)。

四 懲戒委員会 連合会の懲戒委員会をいう(第十九条、

第二十四条、第二十九条第二項及び第四十七条第三項

を除く。)。

う。

六 懲戒の手続に付された弁護士をいう。 対象弁護士 審査又は調査の対象となる事案につき

七 つき懲戒の手続に付された弁護士法人をいう。 対象弁護士法人 審査又は調査の対象となる事案に

会をいう。 原弁護士会 異議申出人が懲戒の請求をした弁護士

(委員長等)

第二条 綱紀委員会に、委員長及び副委員長三人を置く。

- 3 -

2 副委員長は、 委員の互選により定める

3 副委員長は、 又は委員長が欠けたときは、 委員長を補佐し、委員長に事故があると あらかじめ綱紀委員会

(綱紀委員会の招集)

の定める順序により、

委員長の職務を行う。

長が選任される前においては、連合会の会長が招集する。 綱紀委員会の招集は、 綱紀委員会は、 委員長が招集する。ただし、委員 日時、 場所及び会議の目的たる

2 して行う。ただし、特別の事情があるときは、その期間 項を記載した通知書を会日の七日前までに委員に発送

> を短縮し、 又は文書によらないで行うことができる。

(出席の方法等)

第三条の二 前条第一項の場合において、 らかじめ委員長の許可を得なければならない。 から綱紀委員会に出席することができる。ただし、弁護 の他委員長が許可した場所(以下「弁護士会等」という。) によって、弁護士会、 することができる方法(以下「通信システム」という。) の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を 場所において出席することが困難なときは、 発生その他のやむを得ない事由により綱紀委員会の開催 士会等からの出席の可否及び出席の方法については、 弁護士会支部、 弁護士会連合会そ 委員は、 映像と音声 災害の あ

2 查、 困難となった場合、 通信機器の故障等により、 調査及び議決に加わることができない。 弁護士会等から出席する委員は、 映像又は音声による認識

(除斥)

第四条 調査から除斥される。 委員及び予備委員は、 次に掲げる事案の審査又は

弁護士会の綱紀委員会において関与した事案

自己に関する事案

三

配偶者、

四親等内の親族若しくは同居の親族又はこ

れらの者であった者に関する事案

兀 代理人として関与し、又は関与することとなる事案

Ŧī. 自己が後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、

六 補助人又は補助監督人となっている者に関する事案 自己又は第三号に掲げる者が社員又は使用人である

弁護士となっている弁護士法人に関する事案

(忌避

第五条 委員又は委員を代理する予備委員について審査又

は調査の公正を害するおそれのある事情があるときは

対象弁護士等は、 忌避の申立てをすることができる。

2 綱紀委員会は、 前 項の申立てに対し、速やかに決定し 5 -

なければならない。

(回避

第六条 委員及び予備委員は、前条第一項に規定する場合

には、 回避することができる。

(調査員)

第七条 調査員は、 連合会の事務総長の推薦に基づき、

連

合会の会長が任命する。

2 調査員の任期は、二年とする。 ただし、 再任を妨げな

\ \ \

3 調査員は、 次に掲げる事務を行う。

懲戒の手続に関する調 査 研究

事案の調査

三 前二号に掲げるもののほか、 綱紀委員会が必要と認

めた事項

4 なければならない。この場合においては、 めにより、 調査員は、 綱紀委員会、 前項第一号の調査に当たって、 審査期日又は調査期日に出席し 第三条の二第 委員長の求

項の規定を準用する。

5 若しくは調査をし、 調査員は、 審査期日又は調査期日において、 又は意見を述べることはできない。 自ら審査

6 調査員は、 委員長の求めに応じて調査の結果を綱紀委

員会に報告しなければならない。

7 前三条の規定は、 調査員について準用する。

(書記)

第八条 連合会の事務総長は、 事務局 の職員 の中から、 綱

紀委員会の書記を指名する。

2 文書の作成、 書記は、 委員長の命を受けて、 送達その他の事務をつかさどる。 審査又は調査 関 はする

3 第四条から第六条までの規定は、 書記について準用す

る。

(秘密の保持

第九条 委員、 予備委員、 調査員、 鑑定人及び連合会の職

員は、 た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、 綱紀委員会の審査及び調査に関し、 職務上知り得

(綱紀委員会の議事の非公開

様とする。

第十条 綱紀委員会の議事は、 公開しない。

(部会)

第十一条 指名する。 官及び学識経験者である委員の中から各一人の部会員を て、弁護士である委員の中から四人以上、 委員長は、 部会を置くときは、一の部会につい 裁判官、 検察

2 部会長は、 部会を総理する。

3 部会は、 部会長に事故があるときに部会長の職務を行

う部会員の順序をあらかじめ定める。

4 部会は、 部会長が招集する。ただし、 部会長が選任さ

れる前においては、委員長が招集する

5 ることができる。 基づいて綱紀委員会が行う審査又は調査を部会に行わせ 綱紀委員会は、 その定めるところにより、この規程に

6 会の定めるところにより、 部会が審査又は調査をした事案については、 部会の議決をもって綱紀委員 綱紀委員

会の議決とすることができる。

7

長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは 第五十一条から第六十九条まで並びに第七十一条の規定 第十条、第十二条、第二十五条から第四十条まで、 四項から第七項まで、第八条第二項及び第三項、第九条、 会員」と、それぞれ読み替えるものとする。 十二条、第四十三条、第四十五条、第四十六条第三項 第三条第二項、第三条の二から第六条まで、第七条第 部会について準用する。この場合において、「委員

8 部会に関し必要な事項は、規則で定める。

議事録

- 7 -

第十二条 綱紀委員会を開催したときは、議事録を作成し、 ければならない。 出席した委員長及び委員一人以上がこれに署名押印しな

2 前項の議事録に関し必要な事項は、 規則で定める。

(文書の送達)

達証明取扱いの書留郵便によって行う。 文書の送達は、 送達すべき者に交付し、 又は配

2 示の方法によってすることができる。 ときその他前項の規定によることができないときは、 文書の送達は、 これを受けるべき者の所在が知れない

公示の方法による送達は、連合会がその文書を保管し、

3

ŧ の翌日から起算して十四日を経過した時に、その文書の 0 1 のとする。この場合においては、 掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報に掲載して行う つでもその送達を受けるべき者に交付する旨を連合会 その掲示を始めた日

(弁護士に対する文書の送達等)

送達があったものとみなす。

第十四条 送達は、 る 紀委員会に届け出られた事務所若しくは住所に宛ててす 連合会に登録された事務所若しくは住所又は綱 対象弁護士及びその他の弁護士に対する文書の

2 所に宛ててする。 対する文書の送付及び通知は、 は住所又は綱紀委員会に届け出られた事務所若しくは住 ある場合を除いては、 前項の場合を除き、 対象弁護士及びその他の弁護士に 連合会に登録された事務所若しく この規程に特別の定めが

弁護士法人に対する文書の送達等

第十五条 け出られた従たる法律事務所若しくは社員の住所に宛て る文書の送達は、 対象弁護士法人及びその他の弁護士法人に対す 主たる法律事務所又は綱紀委員会に届

てする。

2 届け出られた従たる法律事務所以外の従たる法律事務所 規定による文書の送達ができないときは、 又は社員の住所に宛ててすることができる。 対象弁護士法人及びその他の弁護士法人に対し前項の 綱紀委員

たる法律事務所又は社員の住所に宛ててする。 別の定めがある場合を除いては、 護士法人に対する文書の送付及び通知は、この規程に特 前二項の場合を除き、 対象弁護士法人及びその他の 主たる法律事務所 弁

3

- 9 -

(準用)

第十五条の二 ものとする。 条中「法律事務所」とあるのは の場合において、 達及び送付並びに通知について、 は外国法事務弁護士法人及び共同法人に対する文書の送 る文書の送達及び送付並びに通知について、 第十四条の規定は外国法事務弁護士に対す 外国法事務弁護士法人については、 「事務所」と読み替える それぞれ準用する。 前条の規定

前

(弁護士法人の変更等 Ò 届

第十六条 ときは、その旨を綱紀委員会に届け出なければならない 十七号) (代理人) 第七条から第十条までの規定による届出をする 対象弁護士法人は、 弁護士法人規程 (会規第四

法人を代理人に選任することができる。

2 名し、 ときも、 事務所及び所属弁護士会の名称を綱紀委員会に届け出な は、 け ては、職務上の氏名をいう。以下この条において同じ。)、 人である弁護士の中から代理人の職務を行うべき者を指 ればならない。 弁護士法人又は共同法人が代理人に選任された場合に 当該弁護士法人又は共同法人は、その社員又は使用 その氏 同様とする。 名 (職務上の氏名を使用している者につい 代理人の職務を行うべき者を変更した

行為をすることができる。 代理人は、本人のために独立して、この規程に定める

- 11 -

4 代理人が二人(弁護士法人又は共同法人にあっては、4 代理人が二人(弁護士法人又は共同法人をもって一人とする。)以

きは、委員長が指定する。 主任代理人は、対象弁護士等が指定し、指定がないと

指定したときは、その氏名又は名称、事務所(弁護士法6 対象弁護士等は、代理人を選任し、又は主任代理人を

ときも、同様とする。

理人を変更したときその他届け出た事項に変更があったけ出なければならない。代理人を解任したとき、主任代び所在場所)及び所属弁護士会の名称を綱紀委員会に届人又は共同法人にあっては、主たる法律事務所の名称及

その他の職員 一 連合会の会長及び副会長並びに事務総長、事務次長7 次に掲げる者は、代理人となることができない。

三 綱紀委員会の委員、予備委員及び調査員二 懲戒委員会の委員、予備委員及び調査員

ヨー前号に掲げったのい。 しょうにはない いまだい 無記 三 綱紀委員会の委員、予備委員及び調査員

は調査に関与した者四前号に掲げる者のいずれかとして当該事案の審査又

のいずれかとして当該事案の調査に関与した者五の発達士会の綱紀委員会の委員、予備委員又は調査員

けないときは、この限りでない。
ができる。ただし、対象弁護士等が何らの懲戒処分も受費用の全部又は一部を、対象弁護士等に負担させること第十八条 連合会は、綱紀委員会の審査又は調査に要した(費用の負担)

担させるときは、あらかじめ綱紀委員会の意見を聴かな2 連合会は、前項の規定により対象弁護士等に費用を負

け れ ば なら ない。

章 戒 請 求者の異 、議の申出及び審査

(異 議 0) 申 出の方式

会に提出してしなければならない。 に限る。) (原弁護士会の懲戒委員会の審査に付されていない 九条 法第六十四条第一 は、 異議申出書正本一通及び副本二通を連合 項の規定による異 議 \mathcal{O} 事案 申 出

(異議申出書の記載事項

第二十条 異議申出書には、 次に掲げる事項を記載し ひなけ - 13 -

異議申出 人の氏名又は名称及び住所

ればならない。

ては、 て足りる。) る者については、 弁護士に対する懲戒の請求に係る異議の申出にあっ 当該弁護士 及び原弁護士会の名称 職務上 一の氏名 一の氏名を記載することをもつ (職務上の氏名を使用してい

 \mathcal{O} あっては、 名称及び 弁護士法人に対する懲戒の請求に係る異議の 所在場 当該弁護士法人の名称、 所並びに原 弁護士会の名称 主たる法律事務所 申 出

兀 懲戒の請求をした年月日

> 五. 原弁護士会から ・懲戒し な 1 旨 0) 通 知を受けたとき

は、 その年月 H

六 異議の申出の趣旨及び 理 由

七 会則第六十八条の四第二項の規定による教示の 有

及びその内容

八 異議の申 出の年月日

は、 異 異議申出書には前項各号に掲げる事項の 入議 申出· 人が法人その他の社団又は財団であるとき ほ か、

代表者又は管理人の氏名を記載しなければなら うない。

資格を証する書面を提出しなければならない。

3

異議申出人は、

前項の場合には、

代表者又は管理

人の

(異議申出人代表)

第二十条の二 け出なければならない。 異議申出人代表の氏名又は名称及び住所を書面により届 ぶことができる。この場合においては、 したときは、全員の協議により異議申出 任した場合も、 複数の懲戒請求者が共同 同様とする。 異議申 出人代表を変更し、 して異議の 綱紀委員会に、 人代表一人を選 申 又は 出を

2 ができる。 は、 前 綱紀委員会は、 項の規定による異議申出人代表の 異議申出人代表を解任した旨の届出があった 異議申出 人代表一人を指定すること 届出がな いとき

場合において、新たに異議申出人代表の届出がないとき

も、同様とする。

及び通知は、異議申出人代表に宛ててすれば足りる。又は指定されたときは、異議申出人に対する文書の送付3 前二項の規定により、異議申出人代表が届け出られ、

(異議申出期間の特例)

過後もすることができる。があるときは、法第六十四条第二項に規定する期間の経第二十一条 異議の申出は、天災その他やむを得ない事由

の翌日から起算して一週間以内にしなければならない。2 前項の規定による異議の申出は、その事由がやんだ日

った教示による異議の申出

議の申出がなされたときは、速やかに、異議申出書を連ることができる旨教示した場合において、弁護士会に異第二十二条 弁護士会は、誤って弁護士会に異議を申し出

とみなす。 申出がされた時に、連合会に異議の申出がなされたものればならない。この場合においては、弁護士会に異議の合会に送付し、かつ、異議申出人にその旨を通知しなけ

2 弁護士会が誤って法第六十四条第二項に規定する期間内になおいて、その教示された期間内に異議の申出がなされたおいて、その教示された期間内に異議の申出がなされたよりも長い期間を異議の申出期間として教示した場合に

(弁護士会に対する記録の提出請

求

- 15 -

護士会に対し、その事案の記録の提出を求めることがで第二十三条 連合会は、異議の申出を受けたときは、原弁

きる。

ればならない。
たときは、連合会に対し、遅滞なく、記録を提出しなけ
2 弁護士会は、前項の規定により記録の提出を求められ

(綱紀委員会に対する審査の請求

ければならない。
おきは、速やかに、綱紀委員会に異議の審査を求めなるときは、速やかに、綱紀委員会に異議の審査を求めなので表ででの懲戒委員会の審査に付されていないものであ第二十四条 連合会は、異議の申出があり、当該事案が原

(審査開始の通知)

2 対象弁護士等に対する審査開始通知書には、次に掲げ

る事項を記載しなければならない。

一綱紀委員会に異議の審査を求めたこと。

一 異議申出の内容(異議申出書の副本又は謄本を添付

することをもって代えることができる。)

三 綱紀委員会から出席を求められた審査期日に出席し 7-

なければならないこと。

四 第十七条第一項の規定により代理人の選任ができる

ح کے

五 第三十一条第二項に規定する公開の請求ができるこ

ځ

六 第三十三条第一項の規定により証拠となる書類等の

提出ができること。

第一項、第三十八条、第三十九条第一項及び第四十条七 第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条

第一項に規定する申立てができること。

閲覧及び謄写ができること。

及び第二号に掲げる事項を記載しなければならない。 原弁護士会に対する審査開始通知書には、前項第一号

号に掲げる事項を記載しなければならない。 4 異議申出人に対する審査開始通知書には、第二項第

(補正及び補正しない場合等の議決)

異議の申出を却下する旨の議決をすることができる。又はその手続の違反が補正できないものであるときは、2 綱紀委員会は、異議申出人が前項の補正をしないとき、

(手続の併合又は分離)

離することができる。
士等の意見を聴き、数個の異議の審査を併合し、又は分第二十七条 綱紀委員会は、必要があるときは、対象弁護

(審査期間)

は、六箇月以内に審査を遂げて議決を行うものとする。第二十八条 綱紀委員会は、異議の審査を求められたとき

ただし、事案が複雑なときその他特別の事情があるとき

は、この限りでない。

(審査期日)

第二十九条 綱紀委員会は、異議を審査するため、審査期

日を定めることができる。

旨の議決をすることができない。
の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認めるれば、法第六十四条の二第二項の規定により原弁護士会

た者には、次の審査期日を告知することをもって足りる。に通知しなければならない。ただし、審査期日に出席しときは、その日時及び場所を、対象弁護士等又は代理人 9 綱紀委員会は、第一項の規定により審査期日を定めた

4 最初の審査期日の通知は、その期日の十四日前までに

(審査期日における委員の出席の方法等)書面を発して行わなければならない。

会等から審査期日に出席することができる。ただし、弁が同意したときに限り、通信システムによって、弁護士を併合するときは、当該審査に付された対象者を含む。)対象弁護士等(第二十七条の規定により他の異議の審査第二十九条の二 第三条の二の規定にかかわらず、委員は、

あらかじめ委員長の許可を得なければならない。護士会等からの出席の可否及び出席の方法については、

査に加わることができない。 困難となった場合、弁護士会等から出席する委員は、審2 通信機器の故障等により、映像又は音声による認識が

(対象弁護士の出席等)

せることができる。
本認を得て、期日に出席せず、又は代理人のみを出席さならない。ただし、特別の事情があるときは、委員長の委員会から出席を求められた審査期日に出席しなければ第三十条 対象弁護士及び対象弁護士法人の社員は、綱紀

出席することができる。
2 対象弁護士及び対象弁護士法人の社員は、審査期日に

(審査期日における対象弁護士の出席の方法等)も、審査期日を開き、又は審査を終結することができる。及び代理人が共に審査期日に出席しない場合であって

対象弁護士法人の社員並びに代理人が、災害の発生そのを含む。)及び第二項の場合において、対象弁護士及びり対象弁護士又は対象弁護士法人の社員を審尋する場合第三十条の二 前条第一項(第三十五条第一項の規定によ

ときは、 場合であって、 って弁護士会等から審査期日に出席することを希望する て出席することが困難であるとして、 のやむを得ない事由により審査期日の開催場所にお 第二十七条の規定により他の異議の審査を併合する 委員長は、 当該審査に付された対象者が同意しない これを許可することができる。ただ 通信システムによ

他

(審査期日の非公開

ときは、

この限りでない。

第三十一条 審 査期日は、 公開しない。

2 かわらず、 ただし、 対象弁護士法人の社員を審尋する審査期日を公開する。 対象弁護士等の請求があったときは、 前条本文の場合においては、この限りでない。 第三十五条第一項に規定する対象弁護士又は 前項の規定にか - 21 -

3 と認める者の傍聴を許すことができる。 綱紀委員会は、 審査期日を公開しないときでも、

(審査期日調書

第三十二条 期日における審査に関する重要な事項を記載しなければ ならない。 査期日調書を作成し、 審査期日に 規則で定めるところにより、 おける審査の経過については、 審査

(対象弁護士等の証拠書類等の提出

第三十三条 って、 なければならない。 綱紀委員会が期間を定めたときは、 いう。 磁的記録 っては認識することができない方式で作られる記録であ 以下同じ。)を提出することができる。 電子計算機による情報処理の用に供されるものを (電子的方式、 対象弁護士等は、 磁気的方式その他人の 証拠となる書類、 その期間内に提出 物及び ただし 知覚によ 電

2 電磁的記録の提出を求めることができる。 護士等に対し、 綱紀委員会は、 期間を定めて、 審査に関し必要があるときは、 証拠となる書類 対象弁 物又は

3 け められたときは、 ればならない。 対象弁護士等は、 正当な理由がない限り、 前項の規定により書類等の提出を求 これに応じな

(関係人等の資料の提出

第三十四条 官公署その他に対して陳述、 ることができる。 対象弁護士等の申立てにより、 綱紀委員会は、審査に関し必要があるときは、 説明又は資料の提出を求め 又は職権で、 関係人及び

2 明又は資料の提出を求められたときは、 弁護士法人及び共同法人は、 弁護士、 弁護士法人、 外国法事務弁護士、 前項 の規定により陳述、 正当な理由が 外国法事務 な 説

限り、これに応じなければならない。

1

(対象弁護士の審尋等)

説明を求めることができる。
又は対象弁護士法人の社員を審尋し、又は陳述若しくは対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、対象弁護士第三十五条 綱紀委員会は、審査に関し必要があるときは、

ない限り、これに応じなければならない。により陳述又は説明を求められたときは、正当な理由が2 対象弁護士及び対象弁護士法人の社員は、前項の規定

(異議申出人等の審尋)

その代表者)又は関係人を審尋することができる。 (異議申出人が官公署又は公私の団体である場合には、対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、異議申出人 - 第三十六条 綱紀委員会は、審査に関し必要があるときは、 3

て質問することができる。は、前項の場合において、異議申出人又は関係人に対し2 対象弁護士及び対象弁護士法人の社員並びに代理人

正当な理由がない限り、これに応じなければならない。は、綱紀委員会が第一項の規定による審尋をするときは、弁護士法人又は共同法人である異議申出人又は関係人の、外護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務

4 を許可することができる。 付された対象者を含む。) するときは、委員長は、 テムによって弁護士会等から審尋に出席することを希望 所において出席することが困難であるとして、 害 定により他の異議の審査を併合するときは、 第一 の発生その他のやむを得 項の場合において、 対象弁護士等 が同意したときに限り、 異議申出人又は関係人が、 ない事由により審尋 (第二十七条の規 当該審査に 通信シス O開 催場 災

(審査期日調書への引用)

用添付して審査期日調書の一部とすることができる。音したときは、その速記録又は録音を反訳した書面を引る供述を速記者に速記させ、又は録音装置を使用して録第三十七条 綱紀委員会は、必要と認めて審査期日におけ

(物件の提出)

る。の物件の所持人にその物件の提出を求めることができめ象弁護士等の申立てにより、又は職権で、書類その他第三十八条(綱紀委員会は、審査に関し必要があるときは、

(鑑定)

対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、学識経験の第三十九条 綱紀委員会は、審査に関し必要があるときは、

ある者に鑑定を嘱託することができる。

ことができる。 情があるときは、対象弁護士等は、忌避の申立てをする2 鑑定人について誠実な鑑定をすることを妨げるべき事

の説明をさせることができる。 合において必要があると認めるときは、鑑定人に鑑定書3 綱紀委員会は、第一項の規定により鑑定を嘱託した場

(検証

について検証をすることができる。対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、場所又は物第四十条 綱紀委員会は、審査に関し必要があるときは、

通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。ときは、あらかじめその日時及び場所を対象弁護士等に2 綱紀委員会は、前項の規定により検証をしようとする

(原弁護士会の意見陳述)

につき意見を述べることができる。第四十一条 原弁護士会は、書面により、審査に係る事案

び異議申出人に送付しなければならない。2 綱紀委員会は、前項の書面の写しを、対象弁護士等及

(記録の閲覧等)

第四十二条 対象弁護士等、代理人及び原弁護士会は、そ

ただし、 載した書面の謄写。 映像面に表示されたものの閲覧。 磁的記録 の事案の審査期日調書並びに証拠となる書類、 ればならない。 謄写 その日時及び場所は、 の閲覧 (電磁的記録にあっては、 (電磁的記録にあっては、 以下同じ。)をすることができる。 委員長の指示に従わなけ 以下同じ。)をし、 記録された事項を記 電子計算機の 物及び か 電

とができる。 いても、前項の規定の例により、閲覧又は謄写を許すこ2 綱紀委員会は、相当と認めるときは、異議申出人につ

(主査委員による調査

- 25 -

人又は数人を主査委員に選ぶことができる。 第四十三条 綱紀委員会は、必要があるときは、委員の一

の整理及び証拠調べをすることができる。 2 主査委員は、異議の審査のため調査期日を開き、主張

3 前項の規定による調査の結果は、綱紀委員会に顕出し

おいて、これらの規定(第七条第四項中「綱紀委員会」は、主査委員による調査について準用する。この場合に三項及び第四項並びに第三十条から第四十条までの規定4 第七条第三項から第六項まで、第二十九条第一項、第

とある部分を除く。)中「綱紀委員会」とあり、及び「委

員長」とあるのは、「主査委員」と読み替えるものとす

る

(請求外事案の報告)

第四十四条 綱紀委員会は、異議の審査を開始した後、対

象弁護士等について、当該事案以外に法第五十六条第一

項の非行に該当する事由があると思料するときは、その

旨及び当該事由を連合会の会長に報告することができ

る。

ればならない。
やかに、その旨及び当該事由を原弁護士会に通知しなけ
2 連合会は、前項の規定による報告を受けたときは、速

27 -

(議決及び報告)

第四十五条 綱紀委員会は、審査を終結したときは、速や

かに、異議の申出について議決を行う。

2 綱紀委員会は、前項の議決をしたときは、速やかに、

議決の結果及び理由を記載した議決書を添えて、連合会

の会長に報告しなければならない。

3 前項の議決書には、委員長が署名押印する。

第四十六条 異議申出人は、連合会が異議の申出につき次(異議の申出の取下げ)

条に規定する決定等をするまでは、いつでも、その申出

を取り下げることができる。

2

3 綱紀委員会は、異議の申出の取下げがあったときは

異議の申出の取下げは、書面でしなければならない。

審査を終了する旨の議決をする。

書面をもってその旨を連合会の会長に報告しなければな4 綱紀委員会は、前項の議決をしたときは、速やかに、

らない。

知しなければならない。 象弁護士等及び原弁護士会に、その旨及びその理由を通5 連合会は、前項の規定による報告があったときは、対

(連合会の決定等)

ならない。は、速やかに、異議の申出を却下する決定をしなければは、速やかに、異議の申出を却下する決定をしなければとして却下することを相当と認める旨の議決をしたとき第四十七条。連合会は、綱紀委員会が異議の申出を不適法

速やかに、異議の申出を棄却する決定をしなければならて棄却することを相当と認める旨の議決をしたときは、2 連合会は、綱紀委員会が異議の申出に理由がないとし

ない。

3 連合会は、綱紀委員会が異議の申出につき原弁護士会に送付する。 の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認める 原弁護士会は、綱紀委員会が異議の申出につき原弁護士会

4 連合会は、原弁護士会が相当の期間内に懲戒の手続を よう命じなければならない。 29 よう命じなければならない。 4 連合会は、原弁護士会に対し、速やかに懲戒の手続を進め、 29 よう命じなければならない。

を終了する。
より審査を終了する旨の議決をしたときは、懲戒の手続
5 連合会は、綱紀委員会が対象弁護士が死亡したことに

懲戒の手続を終了する。 ったことにより審査を終了する旨の議決をしたときは、ったことにより審査を終了する旨の議決をしたときは、 連合会は、綱紀委員会が対象弁護士が弁護士でなくな

(連合会の決定等の通知)

する決定等をしたときは、速やかに、対象弁護士等、異第四十八条 連合会は、前条第一項から第四項までに規定

により通知しなければならない。議申出人及び原弁護士会に、その旨及びその理由を書面

は、異議申出人及び原弁護士会に、その旨及びその理由2 連合会は、綱紀委員会が前条第五項の議決をしたとき

を書面により通知しなければならない

らない。
に、その旨及びその理由を書面により通知しなければなは、異議申出人、原弁護士会及び対象弁護士であった者は、異議申出人、原弁護士会及び対象弁護士であった者連合会は、綱紀委員会が前条第六項の議決をしたとき

3

4 対象弁護士等及び異議申出人に対する前三項の規定に

よる通知は、第十三条に規定する文書の送達によって行

う。

第三章 連合会の調査の請求及び調査

(調査の開始)

第四十 の事 九条 由があると思料するときは、 連合会は、 弁護士又は弁護士法人について懲 法第六十条第二項の

規定により綱紀委員会にその事案の調査を求めることが 戒

できる。

は、 を提出しなければならない。 連合会は、 綱紀委員会に次に掲げる事項を記載した調査請求書 前項の規定により事案の調査を求めるとき

職 0 氏名 弁護士法人に対する懲戒の事案にあっては、 務上の氏名を併記する。)及び所属弁護士会の名称 弁護士に対する懲戒の事案にあっては、当該弁護士 (職務上の氏名を使用している者については 当該弁

所並びに所属弁護士会の名称

護士法人の名称、主たる法律事務所の名称及び所在場

調査を求める事案

兀 調 査を求める年月日

(調査開始 0 通知

第五十条 きは、 対象弁護士等の所属弁護士会に送付しなければなら 速やかに、 連合会は、 調査開始通知書を対象弁護士等に送達 綱紀委員会に事案の調査を求めたと

2 対象弁護士等に対する調査開始通知書には、 次に掲げ

ない。

る事項を記載しなければならない。

綱紀委員会に事案の調査を求めたこと。

調査を求めた事案 (調査請求書の謄本を添付するこ

とをもって代えることができる。)

なければならないこと。 綱紀委員会から出席を求められ た調査期日 出 席し

兀 第十七条第一項の規定により代理人の選任ができる

こと。

五. 第五十七条第二項に規定する公開の請求ができるこ

六 第五十九条第一項の規定により証拠となる書類 祭の

- 31 -

七 提出ができること。 第六十条第一項、 第六十一条第一 項、 第六十二条第

項、第六十五条、第六十六条第一項及び第六十七条

項に規定する申立てができること。

第六十八条の規定により証拠となる書類等の 閲覧及

び謄写ができること。

3 には、 ればならない。 対象弁護士等の所属弁護士会に対する調査開 前項第一号及び第二号に掲げる事項を記載しなけ 始通

(手続の併合又は分離

士等の意見を聴き、数個の事案の調査又は事案の調査と第五十一条 綱紀委員会は、必要があるときは、対象弁護

異議の審査とを併合し、又は分離することができる。

(調査期間)

は、この限りでない。
ただし、事案が複雑なときその他特別の事情があるときは、六箇月以内に調査を遂げて議決を行うものとする。第五十二条 綱紀委員会は、事案の調査を求められたとき

(弁明等)

ばならない。 - 象弁護士等に対し、弁明その他陳述の機会を与えなけれ 33第五十三条 綱紀委員会は、事案の調査に当たっては、対 -

聴取し、又は弁明書の提出を求めるものとする。きは、原則として一箇月以内に、対象弁護士等の弁明を2 綱紀委員会は、連合会から事案の調査を求められたと

(調査期日)

第五十四条 綱紀委員会は、事案を調査するため、調査期

日を定めなければならない。

通知しなければならない。ただし、調査期日に出席したきは、その日時及び場所を、対象弁護士等又は代理人に2 綱紀委員会は、前項の規定により調査期日を定めたと

者には、次の調査期日を告知することをもって足りる。

、調査期日における委員の出席の方法等

査に加わることができない。 困難となった場合、弁護士会等から出席する委員は、調2 通信機器の故障等により、映像又は音声による認識が

(調査期日外の調査)

2 前項の規定による調査の結果は、綱紀委員会に顕出し十九条第二項の規定による調査をすることができる。第五十五条 綱紀委員会は、調査期日外においても、第六

なければならない。

(対象弁護士の出席等)

記念により、乗りの手があった。紀委員会から出席を求められた調査期日に出席しなけれ第五十六条 対象弁護士及び対象弁護士法人の社員は、綱

させることができる。の承認を得て、期日に出席せず、又は代理人のみを出席ばならない。ただし、特別の事情があるときは、委員長

(調査期日における対象弁護士の出席の方法等) も、調査期日を開き、又は調査を終結することができる。及び代理人が共に調査期日に出席しない場合であって3 綱紀委員会は、対象弁護士又は対象弁護士法人の社員

第五十六条の二 だし、 の審査を併合する場合であって、 るときは、 1 0) び 合を含む。)及び第二項の場合において、 よって弁護士会等から より対象弁護士又は対象弁護士法人の社員を審尋する場 て出席することが困難であるとして、 他 対象弁護士法人の社員並びに代理人が、 のやむを得ない事由により調査期日の開催場所にお 第五十一条の規定により他の事案の調査又は異議 委員長は、 前条第一項 これを許可することができる。 調査期日に出席することを希望す (第六十一条第一項の規定に 当該調査又は審査に付 通信システムに 災害の発生そ 対象弁護士及

された対象者が同意しないときは、この限りでない。

(調査期日の非公開)

第五十七条 調査期日は、公開しない。

3 2 対象弁護士法人の社員を審尋する調査期日を公開する。 かわらず、 ただし、 綱紀委員会は、 対象弁護士等の請求があったときは、 前条本文の場合においては、 第六十一条第一 調査期日を公開しない 項に規定する対象弁護士又は この限りでない。 ときでも、 前 項の規定にか 相当

(調査期日調書)

と認める者の傍聴を許すことができる。

- 35 -

(対象弁護士等の証拠書類等の提出

らない。
が期間を定めたときは、その期間内に提出しなければなが期間を定めたときは、その期間内に提出しなければな磁的記録を提出することができる。ただし、綱紀委員会第五十九条 対象弁護士等は、証拠となる書類、物及び電

護士等に対し、期間を定めて、証拠となる書類、物又は2 綱紀委員会は、調査に関し必要があるときは、対象弁

電磁的記録の提出を求めることができる。

ければならない。
められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなる。対象弁護士等は、前項の規定により書類等の提出を求

(関係人等の資料の提出

ることができる。
官公署その他に対して陳述、説明又は資料の提出を求め対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、関係人及び第六十条 綱紀委員会は、調査に関し必要があるときは、

い限り、これに応じなければならない。 明又は資料の提出を求められたときは、正当な理由がな - 弁護士法人及び共同法人は、前項の規定により陳述、説 7 3 2 弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務

(対象弁護士の審尋等)

説明を求めることができる。
又は対象弁護士法人の社員を審尋し、又は陳述若しくは対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、対象弁護士第六十一条 綱紀委員会は、調査に関し必要があるときは、

ない限り、これに応じなければならない。 により陳述又は説明を求められたときは、正当な理由が2 対象弁護士及び対象弁護士法人の社員は、前項の規定

(関係人の審尋)

尋することができる。 対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、関係人を審第六十二条 綱紀委員会は、調査に関し必要があるときは、

ができる。
は、前項の場合において、関係人に対して質問すること2 対象弁護士及び対象弁護士法人の社員並びに代理人

3 弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務

4 案の調査又は異議の審査を併合するときは、 員長は、 護士会等から審尋に出席することを希望するときは、 することが困難であるとして、 のやむを得ない事由により審尋の開催場所において出席 は審査に付された対象者を含む。) 第一項の場合において、 これを許可することができる。 対象弁護士等 (第五十一条の規定により他の事 関係人が、 通信システムによって弁 が同意したときに限 災害の発生その 当該調査又 他

(供述録取書)

第六十三条 綱紀委員会は、対象弁護士、対象弁護士法人

の社員その他関係人の供述を録取して、 供述録取書を作

成することができる。

2 に署名押印しなければならない。 前項の規定により供述を録取した委員は、 供述録取書

(調査期日調書及び供述録取書への引用)

第六十四条 とができる。 用添付して調査期日調書又は供述録取書の一 音したときは、 る供述を速記者に速記させ、 綱紀委員会は、 その速記録又は録音を反訳した書面を引 必要と認めて調査期日におけ 又は録音装置を使用して録 部とするこ

(物件の提出

第六十五条 対象弁護士等の申立てにより、 の物件の所持人にその物件の提出を求めることができ 綱紀委員会は、調査に関し必要があるときは、 又は職権で、 書類その他 - 39 -

(鑑定)

る。

第六十六条 対象弁護士等の申立てにより、 綱紀委員会は、調査に関し必要があるときは 又は職権で、 学識経験の

情があるときは、 鑑定人について誠実な鑑定をすることを妨げるべき事 対象弁護士等は、忌避の申立てをする

ある者に鑑定を嘱託することができる。

ことができる。

3 の説明をさせることができる。 合において必要があると認めるときは、 綱紀委員会は、 第一 項の規定により鑑定を嘱託 鑑定人に鑑定書 記した場

(検証

第六十七条 対象弁護士等の申立てにより、 について検証をすることができる。 綱紀委員会は、調査に関し必要があるときは、 又は職権で、 場所又は物

2 通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。 ときは、あらかじめその日時及び場所を対象弁護士等に 綱紀委員会は、 前項の規定により検証をしようとする

(記録の閲覧等)

第六十八条 日時及び場所は、委員長の指示に従わなければならない 覧をし、 期日調書並びに証拠となる書類、 (主査委員による調査) かつ、 対象弁護士等及び代理人は、 謄写をすることができる。 物及び電磁的記録の閲 その事案の調査 ただし、

第六十九条 人又は数人を主査委員に選ぶことができる。 綱紀委員会は、 必要があるときは、 委員の一

2 ことができる。 綱紀委員会は、 主査委員に命じて事案の調査をさせる

3

の整理及び証拠調べをすることができる。

2

(請求外事案の報告)

及び当該事由を連合会の会長に報告することができる。の非行に該当する事由があると思料するときは、その旨弁護士等について、当該事案以外に法第五十六条第一項第七十条 綱紀委員会は、事案の調査を開始した後、対象

(議決及び報告)

めるか否かについて議決をしなければならない。かに、懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認第七十一条 綱紀委員会は、調査を終結したときは、速や

の会長に報告しなければならない。 議決の結果及び理由を記載した議決書を添えて、連合会2 綱紀委員会は、前項の議決をしたときは、速やかに、

3

前項の議決書には、

委員長が署名押印する。

- 41 -

(連合会の決定等)

ならない。
は、速やかに、懲戒委員会に事案の審査を求めなければ審査を求めることを相当と認める旨の議決をしたとき第七十二条 連合会は、綱紀委員会が懲戒委員会に事案の

対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしなければならなめないことを相当とする議決をしたときは、速やかに、連合会は、綱紀委員会が懲戒委員会に事案の審査を求

を終了する。
より調査を終了する旨の議決をしたときは、懲戒の手続3 連合会は、綱紀委員会が対象弁護士が死亡したことに

懲戒の手続を終了する。 ったことにより調査を終了する旨の議決をしたときは、 連合会は、綱紀委員会が対象弁護士が弁護士でなくな

(連合会の決定等の通知)

添付して、その旨及びその理由を書面により通知しなけ等及び対象弁護士等の所属弁護士会に、議決書の謄本を戒しない旨の決定をしたときは、速やかに、対象弁護士2 連合会は、前条第二項の規定により対象弁護士等を懲

理由を書面により通知しなければならない。 は、対象弁護士の所属した弁護士会に、その旨及びその3 連合会は、綱紀委員会が前条第三項の議決をしたとき

ればならない。

4 連合会は、綱紀委員会が前条第四項の議決をしたとき4 連合会は、綱紀委員会が前条第四項の議決をしたとき4

通知は、第十三条に規定する文書の送達によって行う。 対象弁護士等に対する第一項及び第二項の規定による

第四章 綱紀審査会の調査の嘱託及び調査

(綱紀審査会の調査嘱託による調査)

し必要な調査を嘱託されたときは、嘱託された事項につ第七十四条 綱紀委員会は、綱紀審査会から綱紀審査に関

き調査する。

(指名委員による調査)

前条に規定する調査をさせることができる。第七十五条 委員長は、一人又は数人の委員を指名して、

らない。
項を調査し、その結果を綱紀委員会に顕出しなければな2 前項の規定により指名を受けた委員は、嘱託された事

(調査結果の報告)

関する調査の結果を綱紀審査会に報告しなければならな第七十六条 綱紀委員会は、速やかに、嘱託された事項に

V

第五章 補則

(細則)

できる。
これを実施するために必要な事項を細則で定めることが第七十七条 綱紀委員会は、この規程に定めるもののほか、

附則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 改 ついても、 正 戒 前 0) 0) の弁護士法第六十一条第 請 規程の施行の日 求があり、 この規程を適用する。 又は懲戒の手続が開始された事案に (以下「施行日」という。) 前に 一項の規定による異議 ただし、 施行日前に、

申 出 が なされた事案については、この限りでない

附 則 (平成 一九年三月一日会規第七九号

特別会員関係を除く。) 支援法の制定並びに法律事務所等の名称等 弁護士法及び商業登記法の改正、総合法律 に関する規程等の制定等に伴う会規 の整備に関する規 (外国

程 第一七条、 第二〇条、第四三条、 第四 45 -

九条改正

この規 程は、 平成十九年三月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月三〇日改正

第二十条の二(新設) から 施行する。 の改正規定は、平成二十年五月三

日

附 則 (平成二〇年一二月五日会規第九 関 規 職 する規程 務上の氏名に関する規程の制定に伴う会 (外国特別会員関係を除く。) の整備に 第一七条、 第二〇条、 第四九

条改正)

抄

1 囲 この規程は、 おいて理事会で定める日から施行する。 成立の日から起算して二年を超えな

範

(平成二一年一二月一七日理事会決議で平成二二

年一二月一日から施行

附 則 (平成二六年一二月五日会規第一〇二号

目次、 別措置法の一 外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国 九条、第一一条、第一二条、 弁護士による法律事務の取扱い 会員関係を除く。) 一四条、 第一七条、第一八条、 第五条、 第一 第一五条、 条、 第六条、 部改正に伴う会規 第一条の二、 の整備に関する規 第一五条の二、第一六 第七条、 第一九条、第二 第一三条、第 第二条、 第八条、 に関する特 (外国 第四 特別 程 第

第四六条、 第二九条、 第二五条、第二六条、第二七条、第二八条 第四二条、 第三七条、 ○条、第二○条の三、第二二条、第二四条、 第三〇条、 第三八条、 第四七条、 第四三条、 第三四条、 第三九条、 第三五条、 第三一条、 第四四条、 第四八条、 第四〇条 第三六条 第三二条 第四五条 第三章の

(、第五三条、第五四条、第五六条、第四九条、第五〇条、第五一条、第

章

名、

五二条、第五三条、第五四条、第五六条、

第五七条、第五八条、第五九条、第六○条

第六一条、第六二条、第六四条、第六五条

第六六条、第六七条、第六八条、第六九条

第七○条、第七一条、第七二条、第七三条

第四章の章名、第七六条、第七七条改正

抄

年法律第二十九号)の施行の日から施行する。 に関する特別措置法の一部を改正する法律 (平成二十六第一条 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱い

(平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一

- 47 -

日から施行)

第四条 関 た事案についても適用する。 八条の規定による改正後の懲戒処分の公告及び公表等に る改正後の懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程及び第 査会及び綱紀審査手続に関する規程、 手続に関する規程、 日 する規程の規定は、 前に懲戒 第五条の規定による改正後の綱紀委員会及び綱紀 0 請 求があり、 第六条の規定による改正後の綱紀審 特別の ただし、第五条の規定によ 定めがある場合を除き、 又は懲戒の手続が開始され 第七条の規定によ

生じた効力を妨げない。

生じた効力を妨げない。

な改正前の網紀委員会及び網紀手続に関する規程の規定による改正前の懲戒手続に関する規程及び第八条の規定による改正前関する規程、第七条の規定による改正前の懲戒委員会及び網紀審査会及び綱紀審査手続に関する規程、第六

附 則(平成二七年一二月四日改正)

成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。条及び第五十三条第二項の改正規定は、行政不服審査法(平第四条、第二十条第一項第一号、第二十八条、第五十二

(平成二七年政令第三九○号で平成二八年四月

日から施行

附 則(令和三年三月五日改正

令和三年三月五日から施行する。
常十一条第二項及び第六十二条第四項(新設)、第三十一条第二項、第五十六条の二(新設)、第五十七条第二項、第二十九条の二(新設)、第三十条の二第三号、第三条の二(新設)、第七条第四項、第一条の二第三号、第三条の二(新設)、第七条第四項、

附 則(令和三年六月一一日会規第一一五号

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創

設に係る外国弁護士による法律事務の取扱

いに関する特別措置法の一部改正に伴う会

規(外国特別会員関係)の整備に関する規

程第二九条の二、第三〇条の二、第三四

条、第三六条、第五四条の二、第五六条の

二、第六〇条、第六二条改正)

三号)第二条の規定の施行の日から施行する。る特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関す

(令和四年政令第四一号で令和四年一一月一日か

ら施行)

附 則(令和三年六月一一日会規第一一六号

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創

設に係る外国弁護士による法律事務の取扱

いに関する特別措置法の一部改正に伴う会

規(外国特別会員関係を除く。)の整備に

関する規程 第一条、第一五条の二、第一

七条改正)

三号)第二条の規定の施行の日から施行する。る特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関す

(令和四年政令第四一号で令和四年一一月一日か

ら施行)

- 49 -